

○総社市都市計画審議会条例

平成17年3月22日

条例第192号

改正 平成18年12月27日条例第40号

平成21年3月27日条例第1号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、総社市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員19人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、その身分により委員に委嘱された者については、その身分に変更があったときは、当然退職するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第1号に掲げる者として委嘱された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において所掌する。

(その他)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。